

社会福祉法人宇堅福社会役員及び
評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 宇堅福社会

社会福祉法人宇堅福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇堅福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、当法人の理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事は、理事長が務め、この法人を主たる勤務場所とする。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(常勤理事の勤務日数)

第3条 常勤理事の勤務日数は以下のとおりとする。
月に10日以上法人職務を遂行する。

(常勤理事の職務)

第4条 常勤理事の職務は以下のとおりとする。
当法人の最高経営責任者として理事会を開催し、その業務を定款及び定款細則等に基づいて執行する。

(常勤理事の報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事の報酬等の支給は、以下のとおりとする。

- (1) 報酬月額 100,000円
支給日は、月締めの翌月10日とする。(これらの日が休日にあたる場合は、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)
 - (2) 通勤手当 当法人給与規程第13条に準じて支給する。(報酬月額に合わせて支給する。)
 - (3) 費用 出張する場合は、当法人旅費規程に基づいて支給。旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 2 常勤理事が当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている場合は、本規程に基づく報酬等は支給しない。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

4 常勤理事が第3条の勤務形態がない場合には、報酬等は支給しない。

(非常勤役員・評議員の報酬等)

第6条 役員等が理事会、評議員会に出席したときは、別表第1により報酬を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬等を支給することができる。

3 当法人の職員が役員を兼務している場合、又は常勤理事には出席報酬は支給しない。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(監事の監査報酬)

第7条 監事が監査を行った場合は、別表第1により報酬を支給する。

(費用)

第8条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、当法人旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年 6月 21 日から施行する。

1. 本規則第5条(1)、(3)、第6条、第7条 改正(令和 5年 7月 1日)

別表第1

名 称	報 酬
理事会・評議員会に出席した場合、1日につき	3,000円
監事監査を行った場合、1日につき	10,000円